

事 務 連 絡
令和元年 9 月 2 6 日

水産多面的機能発揮対策事業地域協議会会長 殿
水産多面的機能発揮対策事業都道府県担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部計画課長

令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）による被害に伴う迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について

平素より水産多面的機能発揮対策事業に関して特段のご理解、ご高配を賜り感謝申し上げます。

令和元年 9 月 20 日付け内閣府（防災担当）から「令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置に指定見込み」について公表されているところ、流木やゴミ等の漁場清掃を早急に実施しようとする地域協議会、道府県におかれましては、「水産多面的機能発揮対策事業」の既に交付されている予算を活用して対応に当たって頂くことが可能です。その際には、追加の予算配分も検討できることから積極的に本事業をご活用下さい。

また、活動計画の変更等の手続きが必要となる場合には、対策の概要について下記担当者までご報告頂くようお願い致します。

なお、これまで激甚災害に指定された場合には地方負担額の軽減措置を講じているところですが、激甚災害に指定されるまでの間は地方負担額の軽減措置が受けられない等の注意が必要です。

この旨、貴管下の活動組織又は市町村に対して周知頂きますようお願い致します。

連絡先

水産庁漁港漁場整備部計画課企画班 城崎、小林、秋本

Tel:03-3501-3082

E-mail: kazuyoshi_josaki670@maff.go.jp

hideyuki_kobayash470@maff.go.jp

teruji_akimoto550@maff.go.jp